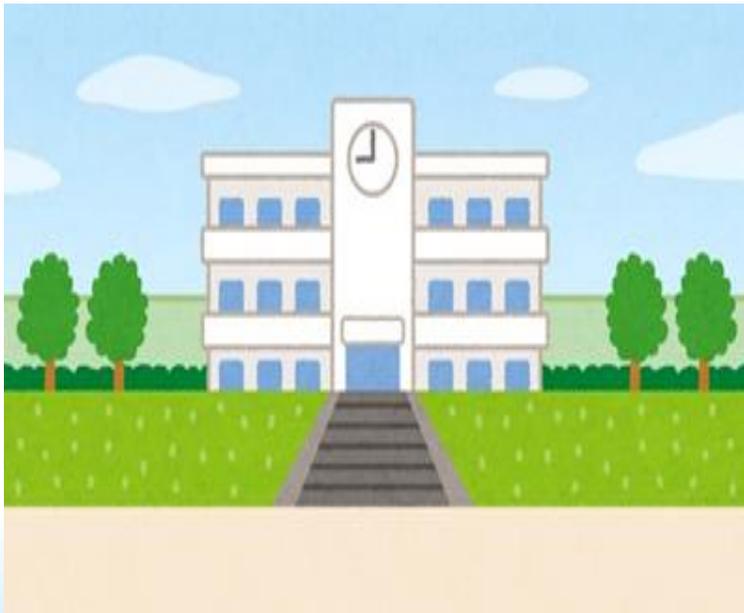


コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) について



平成30年度第2回総合教育会議 資料

平成31年2月1日(金)

第5会議室にて

コミュニティ・スクールとは？

学校運営協議会 を導入した学校

- 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる。
- 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

学校評議員制度と学校運営協議会制度の違い

	学校評議員制度	学校運営協議会制度
法的 位置づけ	「学校教育法施行規則」第49条 ・平成12年4月1日施行 ・設置者の判断により置くことができる	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6 ・平成29年4月1日施行 ・教育委員会は置くよう努めなければならない
任命等	○校長の推薦により、設置者が委嘱	○校長の推薦により、当該教育委員会が任命 ※委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員
任務	○校長の求めに応じて、個人として意見を述べるができる。	○学校運営の基本方針の承認をする。 ○学校運営について意見を述べるができる。 ○教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について意見を述べるができる。



学校運営協議会には、学校運営に関して一定の権限が与えられる。

「学校運営協議会」が持つ3つの役割

「学校運営協議会」が持つ3つの役割

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

「学校運営協議会」が持つ3つの役割

1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

2 学校運営について、教育委員会又は、校長に意見を述べることができる

「学校運営協議会」が持つ3つの役割

1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

2 学校運営について、教育委員会又は、校長に意見を述べることができる

3 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

* 校長の学校経営ビジョンを後押しする意見

学校運営協議会委員について

項目	内容
委員数	15名以内
委員構成	地域住民、保護者、学校活動の協力者、校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員など
任期	1年間

期待される導入の効果

期待される導入の効果

1 みんなで教育ができる

お互いの顔が分かる関係

期待される導入の効果

1 みんなで教育ができる

2 学びが充実する

期待される導入の効果

1 みんなで教育ができる

2 学びが充実する

3 学校の応援団ができる

市区町村教育委員会

協議会の設置
(努力義務)
委員の任命
協議会の適正な運営を確保する措置

委員の任命に
校長の意見を反映

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度を導入した学校)

(委員) 保護者代表・地域住民、
地域学校協働活動推進員など

学校運営に
関する意見

教職員の任用に
関する意見



校長



学校運営の
基本方針

説明

承認

説明

学校運営・
教育活動

意見

都道府県教育委員会

教職員の任用
(学校運営協議会の意見を尊重)

学校運営協議会

学校運営や必要な支援に関する協議

協議の結果に関する
情報提供の努力義務

意見

情報提供・協議を
踏まえた支援活動

保護者・地域住民等

複数校について
一つの協議会の設置が可能



C中学校



A小学校

学校運営
協議会



B小学校

小中一貫型小・中学校など

<学校運営協議会の主な役割>

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

地教行法第47条の6



最後に